

基安労発第 0331002 号

平成 18 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

労働安全衛生法第 66 条の 8 及び同法第 66 条の 9 に規定する
面接指導等に関する健康情報の取扱について

労働安全衛生法第 66 条の 8 及び同法第 66 条の 9 に基づき事業者が実施した面接指導及び面接指導に準ずる措置の内容及び結果、労働者から提出された面接指導の結果、事業者が医師から聴取した意見並びに事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容については、平成 16 年 10 月 29 日付け基発第 1029009 号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」の別紙の第 2 の 1 の (12) の「(1) から (11) までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報」に該当するので、適正な取扱が行われるよう遺漏なきを期されたい。